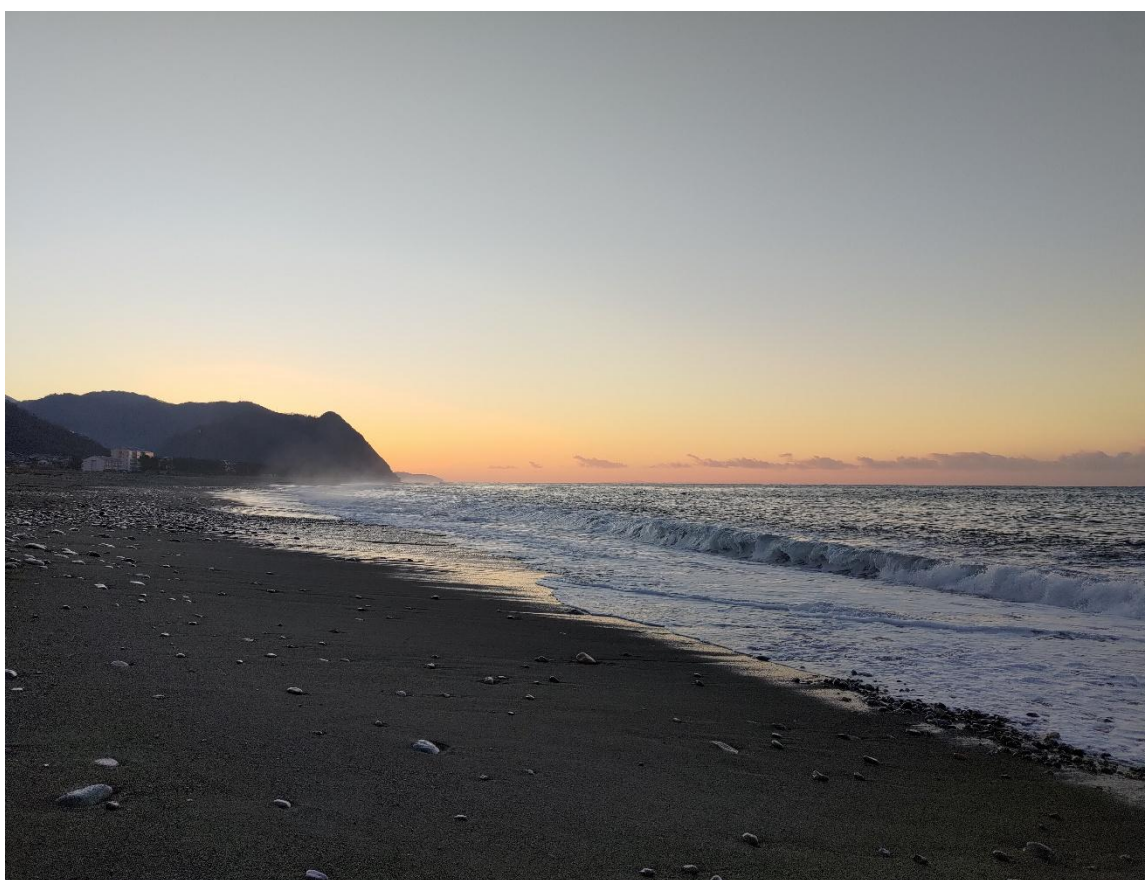


糸魚川市の環境

〈令和8年度版〉

[令和7年度 環境測定データ集]



令和8年6月

糸 魚 川 市

目次

I 大気環境 1

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準
- 4 調査結果
 - (1)二酸化硫黄
 - (2)浮遊粒子状物質
 - (3)二酸化窒素
 - (4)光化学オキシダント

II 水環境 7

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準等
 - (1)人の健康の保護に関する環境基準
 - (2)生活環境の保全に関する環境基準
 - (3)海域の環境基準
 - (4)海水浴場の水質の判定基準
- 4 調査結果
 - (1)河川水質調査結果
 - (2)海域水質調査結果
 - (3)海水浴場水質調査結果
 - (4)ゴルフ場関連水質調査結果
 - (5)企業排水水質調査結果
 - (6)姫川港内水質調査結果

III 騒音・振動 18

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 環境基準等
 - (1)騒音に係る環境基準
 - (2)自動車騒音に係る要請限度
 - (3)道路交通振動に係る要請限度

4 調査結果

- (1)国道 8 号沿線 騒音調査結果
- (2)一般地域 騒音調査結果
- (3)北陸自動車道沿線 騒音調査結果
- (4)自動車騒音常時監視調査結果
- (5)振動調査結果
- (6)北陸新幹線沿線地域 騒音調査結果

IV 悪臭 25

- 1 調査概要
- 2 調査状況
- 3 臭気規制基準
- 4 調査結果
 - (1)糸魚川市清掃センター 臭気測定結果
 - (2)デンカ株式会社周辺 臭気測定結果
 - (3)水中クロロプレン濃度測定結果

V 清掃センター 28

- 1 調査概要
- 2 調査結果
 - (1)ごみ処理施設
 - (2)一般廃棄物最終処分場
 - (3)旧産業廃棄物最終処分場

参考資料

- 1 公害苦情
- 2 ごみ処理の現状
- 3 用語説明

I 大気環境

1 調査概要

大気汚染は、事業所や自動車の排ガス等によって大気中のばい煙、粉じん、有害物質等の濃度が上昇することが原因とされています。

当市には、県が設置する大気汚染常時監視測定局が1か所（糸魚川測定局）あり、糸魚川測定局では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）の常時監視を行っています。

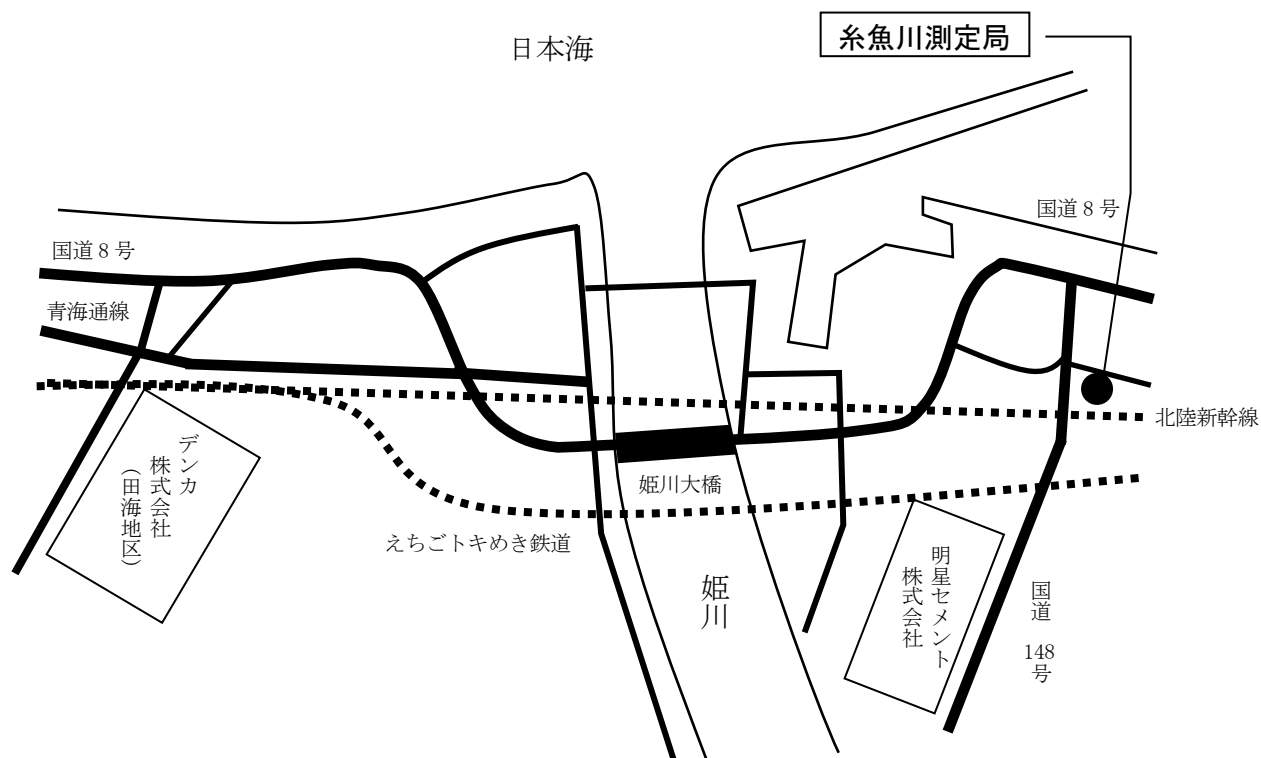


図 1-1 大気汚染常時監視測定局位置図

2 調査状況

糸魚川測定局で調査を行った下記の4項目のうち、3項目で環境基準を達成し、環境基準の達成率は75%でした。

番号	項目	R6 年度達成状況	R7 年度達成状況
1	二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○
2	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○
3	二酸化窒素 (NO ₂)	○	○
4	光化学オキシダント (O _x)	×	×
達成項目数 (4 項目中)		3	3
環境基準達成率 (%)		75.0%	75.0%

3 環境基準

大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学 オキシダント (Ox)
環境上の 条件	1 時間値の 1 日 平均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg / m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であること。
評価方法	【短期的評価】 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。 なお、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、1 日平均値について評価の対象としない。		年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（「以下「1 日平均値の年間 98%値」と呼ぶ。」が 0.06ppm 以下の場合には、環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は、環境基準が達成されていないものと評価する。	
	【長期的評価】 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わないこととし、その評価を行うものとする。		なお、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。	
備考				
1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。				
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。				
3 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。				

4 調査結果（※速報値）

※この観測値は、速報値であり確定値ではありません。速報値は、データ検証の結果、後日修正されることがあります。

(1) 二酸化硫黄（SO₂）

大気の汚染に係る環境基準『1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。』を達成しました。

表 1-1 二酸化硫黄の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,647
平均値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
1時間値が0.1ppmを超えた時間とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値の最高値	ppm	0.027
日平均値の2%除外値	ppm	0.002
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		無
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0

表 1-2 二酸化硫黄の月間値

測定局		糸魚川				
項目		有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
単位		日	時間	ppm	ppm	ppm
令和7年	4月	30	714	0.001	0.005	0.001
	5月	31	737	0.001	0.003	0.002
	6月	30	713	0.001	0.007	0.002
	7月	31	738	0.001	0.027	0.006
	8月	31	737	0.000	0.003	0.001
	9月	30	714	0.001	0.007	0.002
	10月	30	733	0.001	0.022	0.004
	11月	30	713	0.001	0.008	0.002
	12月	31	737	0.001	0.008	0.002
令和8年	1月	31	736	0.001	0.004	0.002
	2月	26	638	0.001	0.005	0.002
	3月	31	737	0.001	0.007	0.002

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気の汚染に係る環境基準『1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値の0.20 mg/m³以下であること』を達成しました。

表 1-3 浮遊粒子状物質の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,718
平均値	mg/m ³	0.012
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.067
日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.029
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無		無
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0

表 1-4 浮遊粒子状物質の月間値

測定局		糸魚川				
項目		有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
単位		日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
令和7年	4月	30	719	0.013	0.035	0.025
	5月	31	741	0.014	0.036	0.030
	6月	28	693	0.016	0.035	0.029
	7月	31	743	0.020	0.067	0.044
	8月	31	744	0.017	0.062	0.031
	9月	30	718	0.011	0.046	0.023
	10月	31	741	0.008	0.023	0.012
	11月	30	719	0.008	0.020	0.013
	12月	31	743	0.007	0.026	0.013
令和8年	1月	31	743	0.007	0.025	0.017
	2月	28	671	0.009	0.047	0.020
	3月	31	743	0.013	0.043	0.035

(3) 二酸化窒素 (NO₂)

環境基準『1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること』を達成しました。

表1-5 二酸化窒素の年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,647
平均値	ppm	0.004
1時間値の最高値	ppm	0.034
1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	時間	0
	%	0.0
日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値の年間98%値	ppm	0.008
98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0

表1-6 二酸化窒素の月間値

測定局		糸魚川				
項目		有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
単位		日	時間	ppm	ppm	ppm
令和7年	4月	30	714	0.005	0.030	0.009
	5月	31	737	0.004	0.025	0.007
	6月	30	712	0.004	0.020	0.009
	7月	31	738	0.004	0.034	0.011
	8月	31	737	0.003	0.016	0.005
	9月	30	714	0.003	0.016	0.005
	10月	30	733	0.003	0.026	0.009
	11月	30	713	0.003	0.019	0.007
	12月	31	737	0.003	0.025	0.007
令和8年	1月	31	735	0.003	0.019	0.006
	2月	26	639	0.004	0.018	0.006
	3月	31	738	0.004	0.030	0.009

(4) 光化学オキシダント (Ox)

糸魚川測定局では45日、263時間、環境基準「1時間値が0.06ppm以下であること」が未達成でした。

光化学オキシダントは、測定が開始された平成12年度から毎年環境基準を超過しています。全国的にも光化学スモッグ注意報等の発令地域が広域化していましたが、平成19年度、当市において初めて光化学スモッグ注意報が発令されました。

これを受け、当市では「糸魚川市光化学スモッグ緊急時対策措置要綱」を制定し、緊急時に備えています。

表1-7 光化学オキシダントの年間値

項目	単位	測定局
		糸魚川
昼間の測定日数	日	365
昼間の測定時間	時間	5,440
昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.039
昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数	日	45
	時間	263
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0
	時間	0
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.086
昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.048

表1-8 光化学オキシダントの月間値

測定局		糸魚川					
項目		昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の平均値	日数と時間数 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日	
単位		日	時間	ppm	ppm	日	時間
令和7年	4月	30	448	0.086	0.061	14	87
	5月	31	463	0.084	0.059	11	64
	6月	30	447	0.082	0.059	13	89
	7月	31	463	0.061	0.038	1	1
	8月	31	463	0.060	0.047	0	0
	9月	30	448	0.070	0.047	1	4
	10月	31	458	0.056	0.042	0	0
	11月	30	448	0.050	0.043	0	0
	12月	31	462	0.054	0.041	0	0
令和8年	1月	31	462	0.053	0.042	0	0
	2月	28	415	0.067	0.048	2	7
	3月	31	463	0.068	0.052	3	11

Ⅱ 水環境

1 調査概要

水は、飲料水や生活用水、農業用水、工業用水など私たちの生活に欠くことのできない大切な資源です。

公共用水域の水質汚濁に関しては、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

令和7年度は15河川16地点、海域6地点、海水浴場6地点、ゴルフ場関連水質2地点、企業排水2地点、姫川港内1地点の水質調査を行いました。

2 調査状況

市内の河川、海域の水質調査の結果、環境基準が設定されている4地点のうち、4地点で環境基準（BOD）を達成し、達成率は100%でした。

番号	区分	類型指定 河川・海域	R6 年度 達成状況	R7 年度 達成状況
1	河川 (BOD)	姫川	○	○
2		能生川	○	○
3		早川	○	○
4		青海川	○	○
達成地点数（4 地点中）			4	4
環境基準達成率（%）			100.0	100.0

※BODは河川の水質汚濁の程度を表す代表的な指標項目です。

3 環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			

- 2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く）の環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

②海域の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

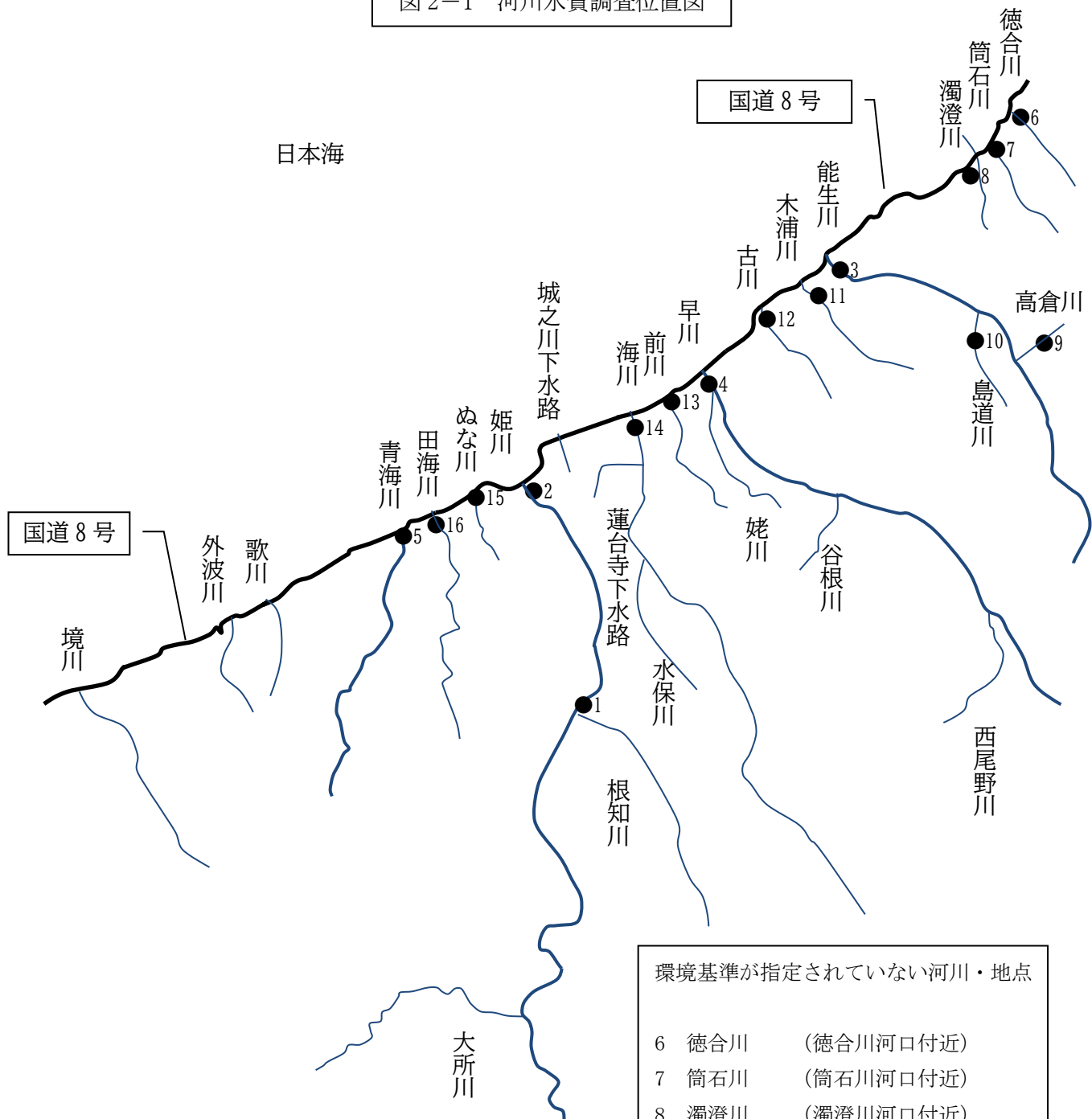
(3) 海水浴場の水質の判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1 m 以上)
	水質 A 100 個/100mL 以下			
可	水質 B 400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1 m 未満 ～50cm 以上
	水質 C 1,000 個/100mL 以下		8mg/L 以下	
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満※

- 1 ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- 2 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度によって、「水質 AA」「水質 A」「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

図 2-1 河川水質調査位置図



環境基準が指定されている河川・地点

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 姫川中流 | (根知川河口下流) |
| 2 | 姫川下流 | (姫川河口付近) |
| 3 | 能生川下流 | (能生川橋上流) |
| 4 | 早川下流 | (早川橋上流) |
| 5 | 青海川 | (青海川河口付近) |

環境基準が指定されていない河川・地点

- | | | |
|----|-----|-----------|
| 6 | 徳合川 | (徳合川河口付近) |
| 7 | 筒石川 | (筒石川河口付近) |
| 8 | 濁澄川 | (濁澄川河口付近) |
| 9 | 高倉川 | (宮下橋上流) |
| 10 | 島道川 | (井の口橋上流) |
| 11 | 木浦川 | (鬼舞崎橋上流) |
| 12 | 古川 | (古川橋上流) |
| 13 | 前川 | (前川河口付近) |
| 14 | 海川 | (海川大橋下流) |
| 15 | ぬな川 | (ぬな川河口) |
| 16 | 田海川 | (田海川河口) |

4 調査結果

(1) 河川水質調査結果

ア 姫川 全ての項目において環境基準を達成しました。

表 2-1 姫川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(℃)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)
1 姫川 (中流)	6 月 4 日	15.8	7.7	0.5	16	10.6
	10 月 1 日	18.8	8.0	0.5	30	9.3
2 姫川 (下流)	6 月 4 日	17.0	7.9	0.5	22	10.7
	10 月 1 日	19.2	8.0	0.5	10	9.5

(国土交通省北陸地方整備局測定※速報値のため、後日訂正される場合があります。)

イ 能生川 全ての項目において環境基準を達成しました。

表 2-2 能生川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(℃)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)
3 能生川 (下流)	5 月 14 日	11.7	7.5	0.8	19	11.0
	11 月 12 日	11.0	7.5	0.7	29	12.0

(新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

ウ 早川 全ての項目において環境基準を達成しました。

表 2-3 早川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(℃)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)
4 早川 (下流)	5 月 14 日	12.5	7.8	0.7	16	11.0
	11 月 12 日	11.1	7.8	0.7	5	11.0

(新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

エ 青海川 全ての項目において環境基準を達成しました。

表 2-4 青海川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(℃)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)
5 青海川	5 月 14 日	12.0	7.6	0.8	5	11.0
	11 月 12 日	10.3	7.9	0.7	1	11.0

(新潟県測定※速報値ですので、最終的な結果と若干異なる場合があります。)

表 2-5 青海川ダイオキシン類環境調査 環境基準を達成しました。

項目	採水月日	ダイオキシン類濃度	※環境基準
河川水	12 月 10 日	0.036pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下

(新潟県測定※速報値のため、後日訂正される場合があります。)

※ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

オ その他の河川

次の河川について、環境基準はありませんが調査を実施しております。高倉川以外の河川で、環境保全基準を達成しました。

表 2-6 その他の河川水質調査結果

調査地点	採水月日	水温(℃)	pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)
6 徳合川	6 月 20 日	21.5	8.1	0.8	3	9.4
7 筒石川	6 月 20 日	19.8	8.0	0.5	2	9.4
8 濁澄川	6 月 20 日	20.0	7.8	0.5 未満	1	9.3
9 高倉川	6 月 20 日	21.0	8.8	0.7	1	10.3
10 島道川	6 月 20 日	19.0	7.6	0.5	2	9.4
11 木浦川	6 月 20 日	23.0	8.1	0.6	1	9.1
12 古川	6 月 20 日	20.5	7.7	0.5	1	9.2
13 前川	6 月 20 日	22.8	7.7	0.7	5	8.9
14 海川	6 月 20 日	19.2	7.8	0.6	4	9.4
15 めな川	6 月 5 日	22.1	7.3	5.7	19	8.1
16 田海川	6 月 20 日	20.3	8.2	0.7	1 未満	9.7

(2) 海域水質調査結果

次の地点は海域ではありますが、海水浴場と同じ項目で水質調査を実施し、筒石海岸は「可」、それ以外は「適」の結果となりました。

表 2-7 海域水質調査結果（採水日 6 月 18 日）

調査地点	水温(℃)	COD(mg/L)	ふん便性大腸菌群(個/100mL)	透明度	油膜
①徳合	23.0	1.7	2 未満	全透	なし
②筒石	22.5	2.7	2 未満	全透	なし
③木浦	22.9	1.5	2	全透	なし
④鬼舞	23.4	2.0	2 未満	全透	なし
⑤間脇	23.6	1.4	2 未満	全透	なし
⑥須沢	21.1	1.6	2 未満	全透	なし

(3) 海水浴場水質調査結果

令和7年度は藤崎、百川、能生、大和川、糸魚川、親不知海水浴場で水質調査を行い、能生海水浴場以外では、水質AAの判定基準を達成しました。

表2-8 海水浴場水質調査結果（採水日4月22日、4月24日）

海水浴場名	水温 (℃)	pH	COD (mg/L)	ふん便性 大腸菌群 (個/100mL)	透明度	油膜
藤崎	13.7	8.1	1.2	2未満	全透	なし
百川	13.9	8.1	1.1	2未満	全透	なし
能生	13.4	8.1	1.2	6	全透	なし
大和川	12.8	8.1	1.2	2未満	全透	なし
糸魚川	13.2	8.1	1.1	2未満	全透	なし
親不知	12.9	8.1	1.2	2未満	全透	なし

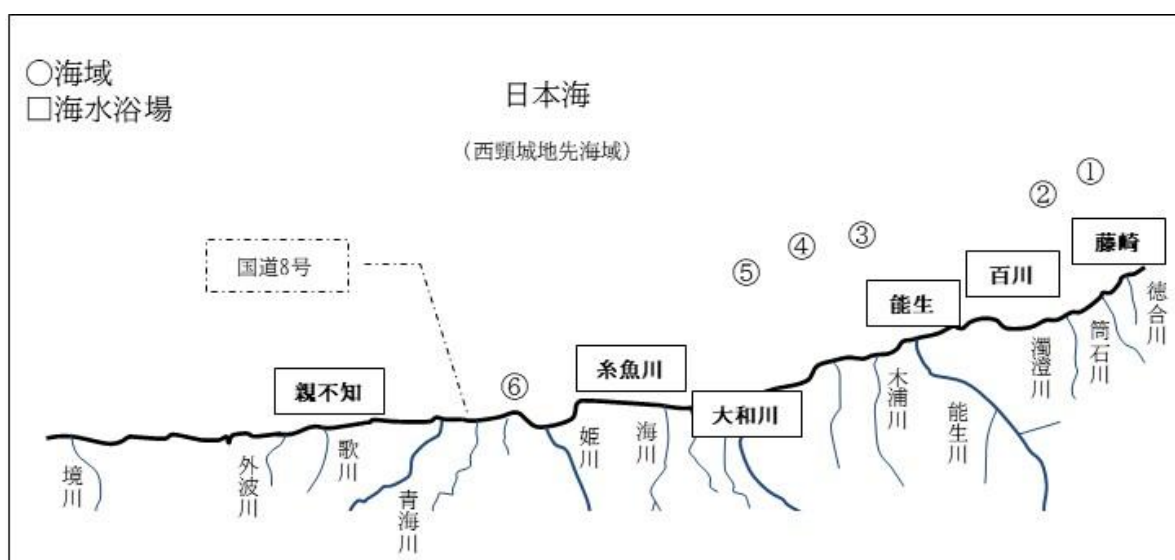


図2-2 海域・海水浴場水質調査位置図

(4) 糸魚川カントリークラブ（ゴルフ場）関連水質調査結果

環境保全協定に基づき奴奈川観光開発株式会社において、ゴルフ場の排水による水質への影響を把握するため、糸魚川ゴルフ場の第1・第2調整池の合流点（蓮台寺川合流点）と牛清水（大野）で水質調査を行いました。

全ての項目において環境基準を達成しました。

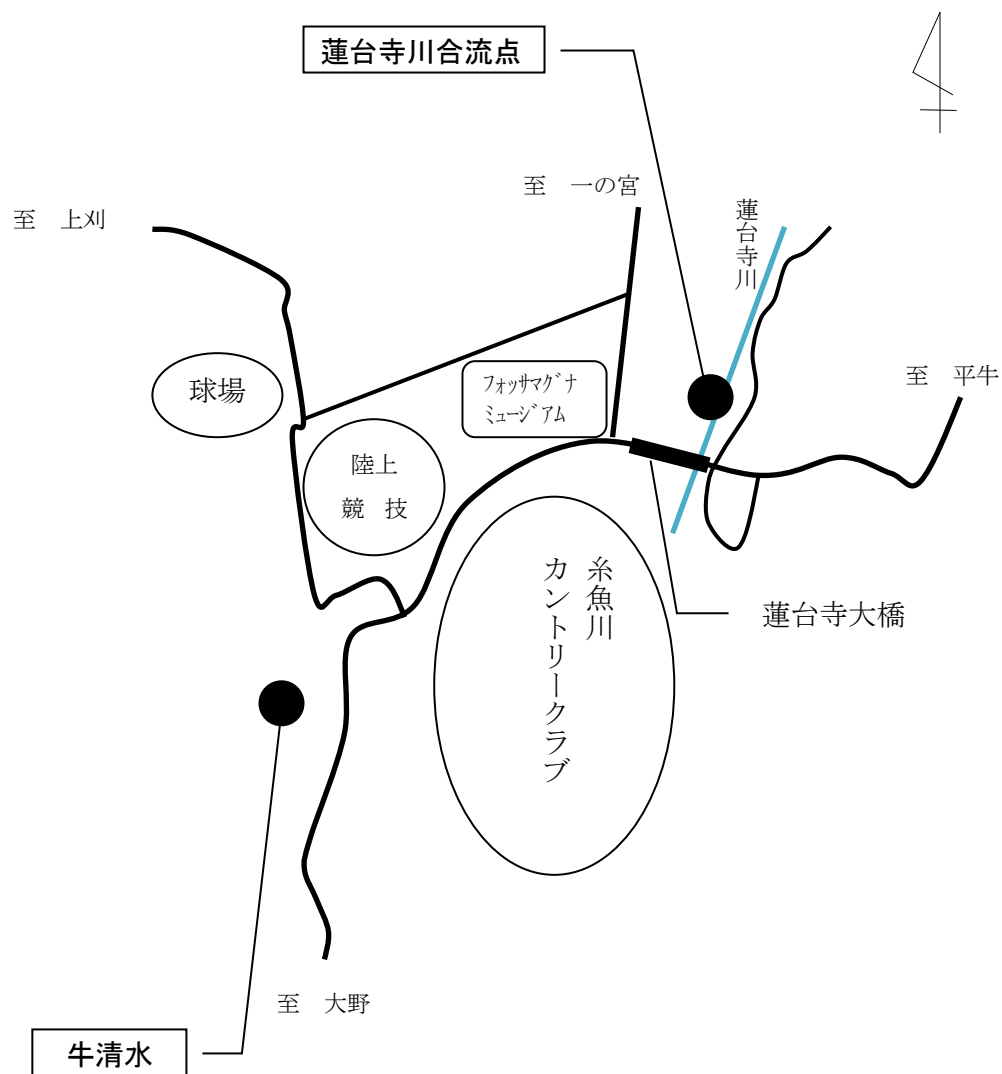


図 2-3 糸魚川カントリークラブ関連水質調査位置図

表 2-9 蓮台寺川合流点水質調査結果

調査項目	単位	結果	基準値
		5 月 26 日	
水温	℃	14.6	—
pH	pH	7.2	5.8 以上 8.6 以下
BOD	mg/L	1.1	40 以下
SS	mg/L	3	50 以下
大腸菌群数	個/cm ³	10 未満	日間平均 3,000 以下
窒素含有量	mg/L	0.4	10 以下
リン含有量	mg/L	0.02	2 以下
有機リン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下
ペンシクロン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
トルクロホスメチル	mg/L	0.001 未満	0.2 以下
プロピコナゾール	mg/L	0.001 未満	0.05 以下
チオジカルブ	mg/L	0.001 未満	0.08 以下
トリクロピル	mg/L	0.001 未満	0.006 以下

※基準値は環境保全協定書と環境庁通知環水土第 77 号の指針値による。

表 2-10 牛清水水質調査結果

調査項目	単位	結果	基準値
		5 月 26 日	
水温	℃	13.2	—
pH	pH	6.5	5.8 以上 8.6 以下
ペンシクロン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
トルクロホスメチル	mg/L	0.001 未満	0.2 以下
プロピコナゾール	mg/L	0.001 未満	0.05 以下
チオジカルブ	mg/L	0.001 未満	0.08 以下
トリクロピル	mg/L	0.001 未満	0.006 以下

※基準値は水道法の水質基準と厚生労働省通知、健発第 1010004 号別添 2 による。

(5) 企業排水水質調査結果

公害防止協定に基づき、デンカ株式会社において水質調査を実施し排水基準の範囲内でした。

表 2-11 デンカ株式会社 排水水質調査結果

青海地区工場・総合排水（測定日 11 月 6 日）

測定項目	測定値	基準値()は日間平均
pH	7.3	5.8～8.6
BOD(mg/L)	1.3	55(40)
SS(mg/L)	1	90(70)

田海地区工場・総合排水（測定日 5 月 8 日）

測定項目	測定値	基準値()は日間平均
pH	7.4	5.8～8.6
BOD(mg/L)	4.5	160(120)
SS(mg/L)	7.6	200(150)

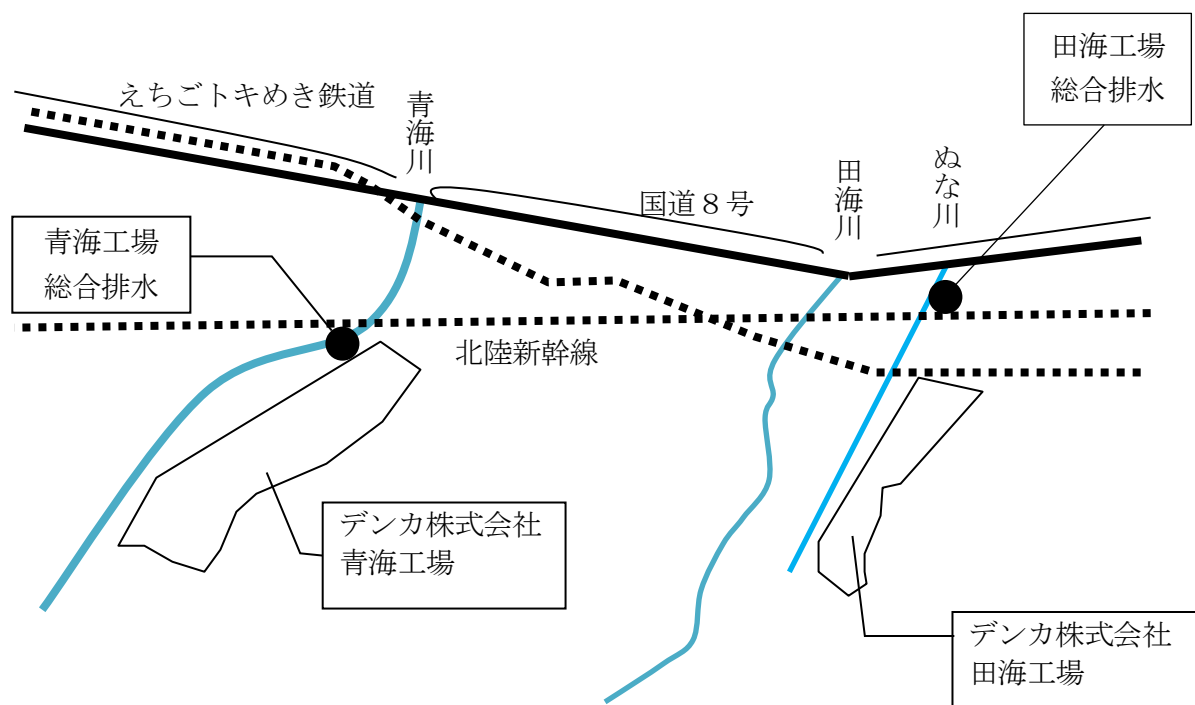


図 2-4 デンカ株式会社 排水調査地点位置図

(6) 姫川港内水質調査結果

「生活環境の保全に関する環境基準」海域の環境基準のB類型の基準を達成しました。

表 2-12 姫川港内水質調査結果

項目	単位	結果	基準値 (B 類型)
		10 月 22 日	
水温	℃	22.9	-
p H	p H	8.0	7.8～8.3
C O D	mg/L	1.1	3 以下
大腸菌数	CFU/100mL	6	300 以下
D O	mg/L	6.8	5 以上

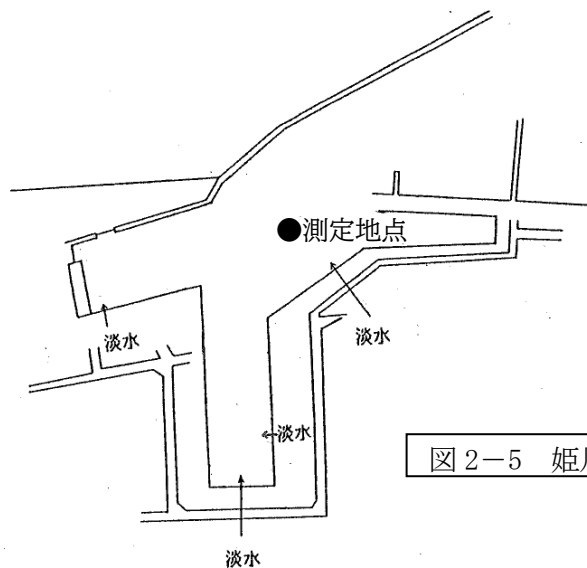


図 2-5 姫川港内調査地点位置図

Ⅲ 騒音・振動

1 調査概要

騒音については国道 8 号沿線で 7 地点、一般地域 2 地点、北陸自動車道沿線 6 地点で調査を行ったほか、振動については、国道 8 号沿線 1 地点で調査を行いました。

また、新潟県により北陸新幹線の騒音についても、4 地点で調査を行っております。

2 調査状況

上記調査地点の 15 地点は基準が異なるため昼と夜で評価を行います。結果は、30 項目中（15 地点×昼・夜 2 項目）、28 項目で環境基準を達成し、達成率は 93.3%でした。

番号	区分	対象 地点数	R6 年度 達成箇所数		R7 年度 達成箇所数	
			昼	夜	昼	夜
1	国道 8 号沿線	7	5	5	6	6
2	一般地域	2	2	2	2	2
3	北陸自動車道沿線	6	6	6	6	6
環境基準達成地点数（15 地点中）			13	13	14	14
項目達成率（%）			86.7	86.7	93.3	93.3
達成率計（%）			86.7		93.3	

※環境基準の無い地点については、周辺環境が類似した地点を類推し環境基準としています。

3 環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

(注)

ア 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

イ AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

ウ A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

エ B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

オ C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とする。
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(2) 自動車騒音に係る要請限度

市町村が道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに公安委員会へ要請するための比較値。

(等価騒音レベル)

	区 域 の 区 分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB	70dB

備考 ア a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

(ア) a 区域 専ら住居の用に供される区域

(イ) b 区域 主として住居の用に供される区域

(ウ) c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

イ 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く。）が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

ウ 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。

エ 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。

オ 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は 1 から 3 の区域の区分に係わらず 4 の区域の限度とする。

(3) 道路交通振動に係る要請限度

（振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度）
（80%レゾノの上端値）

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	(午前 8 時～午後 7 時) 65dB	(午後 7 時～午前 8 時) 60dB
第 2 種区域	(午前 8 時～午後 8 時) 70dB	(午後 8 時～午前 8 時) 65dB

備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

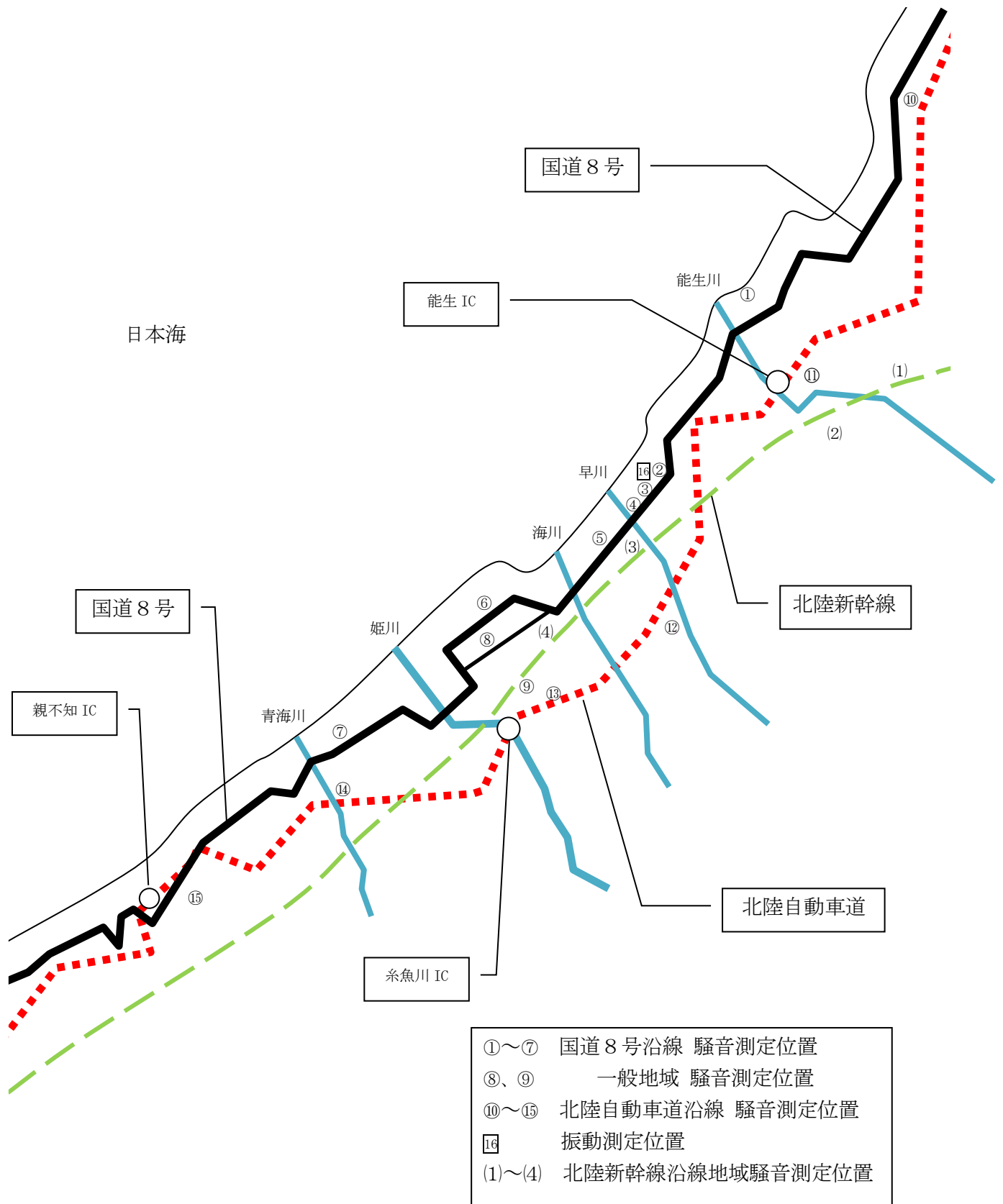
第 1 種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第 2 種区域

住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

図 3-1 騒音・振動 測定位



4 調査結果

(1) 国道 8 号沿線 騒音調査結果

国道 8 号沿線の自動車交通騒音は中宿で環境基準が未達成でした。

表 3-1 国道 8 号沿線 騒音調査結果

(単位：dB)

測定 場所	測定期間	測定結果		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
①能生	令和 7 年 12 月 10 日～11 日	68	63	70	65
②間脇	令和 7 年 12 月 19 日～20 日	69	65		
③中浜	令和 7 年 12 月 10 日～11 日	66	61		
④中宿	令和 7 年 5 月 19 日～20 日	74	68		
⑤田伏	令和 7 年 12 月 29 日～30 日	66	60		
⑥寺町	令和 7 年 8 月 19 日～20 日	66	59		
⑦寺地	令和 7 年 12 月 22 日～23 日	68	64		

※①～④は環境基準のない地点ですが、騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音状況の常時監視に係る事務の処理基準に基づき、環境基準を適用しています。

(2) 一般地域 騒音調査結果

糸魚川地域 大町、中央で実施した一般環境騒音調査は環境基準を達成しました。

表 3-2 一般地域 騒音調査結果

(単位：dB)

測定 場所	測定期間	測定結果		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
⑧大町	令和 7 年 8 月 19 日～20 日	49	46	60	50
⑨中央(糸魚川)	令和 7 年 12 月 19 日～20 日	65	56	70	65

(3) 北陸自動車道沿線 騒音調査結果

北陸自動車道沿線の自動車騒音は環境基準を達成しました。

表 3-3 北陸自動車道沿線 環境騒音調査結果

(単位：dB)

測定 場所	測定期間	測定結果		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
⑩大洞	令和 7 年 11 月 6 日～7 日	49	48	65	60
⑪駅南(能生)	令和 7 年 11 月 6 日～7 日	58	54	65	60
⑫田屋	令和 7 年 11 月 12 日～13 日	53	47	65	60
⑬一の宮	令和 7 年 11 月 4 日～5 日	49	49	60	55
⑭青海	令和 7 年 11 月 12 日～13 日	64	61	70	65
⑮歌	令和 7 年 5 月 14 日～15 日	51	50	65	60

※環境基準の無い地点については、周辺環境が類似した地点を類推し環境基準としています。

(4) 自動車騒音常時監視調査結果

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内における自動車騒音の状況を常時監視し、幹線道路沿線及び道路に面する地域における環境基準達成状況等を調査したもの。調査については、5か年の実施計画に基づき調査を行い、令和7年度分の評価対象は全体で1,977戸あり、一般国道8号及び一般国道148号については、基準値を超過している住戸がありました。

表3-4 自動車騒音常時監視調査結果

路線名	始点	終点	評価結果				
			住居等 戸数	昼・夜間 とも 基準値 以下	昼間のみ 基準値 以下	夜間のみ 基準値 以下	昼・夜間 とも 基準値 超過
一般国道8号	大町	横町	238	238	0	0	0
一般国道8号	横町	青海	655	555	32	0	68
一般国道8号	大和川	押上	105	105	0	0	0
一般国道148号	西山	上刈	123	105	18	0	0
一般県道 平岩停車場蒲原線	大所	大所	5	5	0	0	0
一般県道 山之坊大峰小滝線	小滝	山之坊	31	31	0	0	0
一般県道 入ノ平白馬線	大所	大所	12	12	0	0	0
一般県道 蒲池西山線	蒲池	西山	28	28	0	0	0

(5) 振動調査結果

道路に関する振動の環境基準はありませんが、道路管理者等へ道路の修繕等を要請できる値（要請限度）があります。第一種区域の要請限度と測定値を比較すると、要請限度を下回る数値でした。

表 3-5 振動調査結果

(単位：dB)

測定場所	測定期間	測定結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
16 間脇	令和 7 年 12 月 19 日～20 日	42.8	31.9	65	60

(6) 北陸新幹線沿線地域騒音調査結果

新潟県が、北陸新幹線沿線地域の「新幹線鉄道に係る環境基準」等の達成状況の把握を目的とした、騒音調査を実施しました。3 地域で環境基準が未達成でした。引き続き JR、鉄道・運輸機構等に対し各種騒音防止対策の推進を要請していきます。

表 3-6 北陸新幹線沿線地域騒音調査結果

調査地域		地域の類型	騒音レベル (dB)	列車速度 (km/時)	騒音環境基準 (dB)
(1)	柱道	I	74	249	70
(2)	小見	I	72	252	
(3)	梶屋敷	I	71	234	
(4)	南寺町	I	69	243	

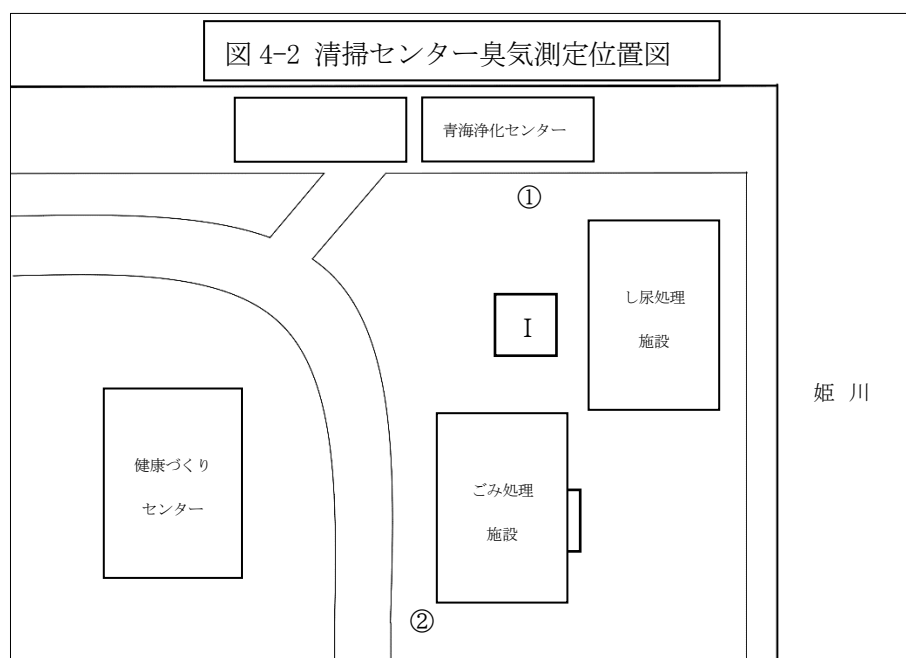
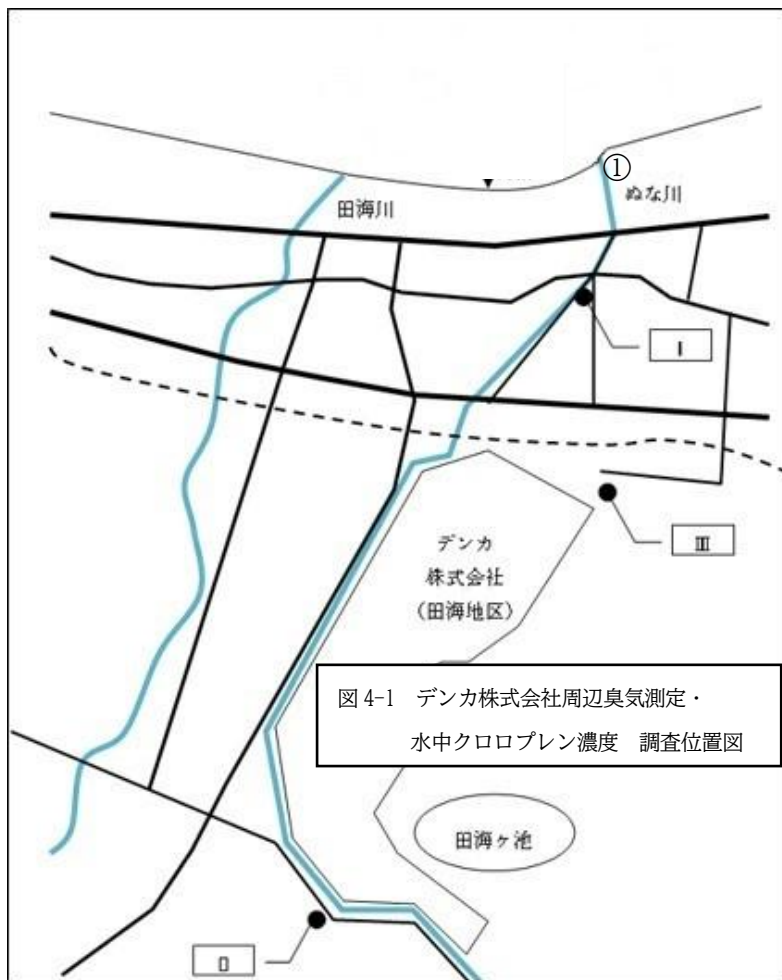
※網掛けは環境基準を未達成。 ・騒音環境基準：地域の類型 I

IV 悪臭

1 調査概要

糸魚川市清掃センターの2地点及びデンカ株式会社（田海）周辺の3地点で大気中の臭気指数調査を行いました。

また、クロロブレンは特有の臭気を有することから、ぬな川河口で水中のクロロブレン濃度調査を行いました。



2 調査状況

市内の悪臭調査の結果、下記の8項目のうち全項目で環境基準を達成し、達成率は100%でした。

番号	区分	測定時期	R6 年度 達成状況	R7 年度 達成状況
1	糸魚川市清掃センター 風上側	通常稼働中	○	○
2	糸魚川市清掃センター 風下側		○	○
3	田海総合排水	定期修繕中	○	○
4	高畑地区		○	○
5	今村新田地区		○	○
6	田海総合排水	通常稼働中	○	○
7	高畑地区		○	○
8	今村新田地区		○	○
達成項目数（8箇所中）			8	8
環境基準達成率（%）			100	100

3 臭気規制基準

区分	敷地境界			排水水
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第1種区域
規制基準	10	12	13	26

4 調査結果

(1) 糸魚川市清掃センター 臭気測定結果

敷地境界、風上側・風下側ともに臭気指数10未満であり、規制基準を達成しました。

表4-1 糸魚川市清掃センター 臭気測定結果

測定日 令和7年8月25日

	採取地点	臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	天 候	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
①	敷地境界風上側	10 未満	13	16 : 33	晴	33.5	65	北	1.5
②	敷地境界風下側	10 未満	13	16 : 09	晴	34.0	60	北	2.0

(2) デンカ株式会社（田海地区）周辺 臭気測定結果

デンカ株式会社（田海地区）周辺では、いずれの値も規制基準を達成しました。

表 4-2 デンカ株式会社（田海地区）周辺 臭気測定結果

ア 定期修繕期間中 測定日 令和 7 年 10 月 29 日

採取地点		臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
I	田海総合排水	26	26	16 : 33	13.0	—	—	—
II	高畑地区	10 未満	13	16 : 09	13.6	65	南東	1 未満
III	今村新田地区	10 未満	13	16 : 18	13.0	65	南東	1.0

イ 通常稼働時 測定日 令和 7 年 12 月 19 日

採取地点		臭気 指数	規制 基準	採取 時刻	気温 (℃)	相対湿度 (%)	風向	風速 (m/s)
I	田海総合排水	24	26	16 : 18	5.5	—	—	—
II	高畑地区	10 未満	13	16 : 00	6.0	82	東	1 未満
III	今村新田地区	10 未満	13	16 : 09	6.7	80	東	1 未満

(3) 水中クロロブレン濃度測定結果

ぬな川河口の河川水中のクロロブレン濃度は、令和 5 年度は $5\mu\text{g/L}$ 未満、令和 6 年度は $8\mu\text{g/L}$ 、令和 7 年度は $13\mu\text{g/L}$ と、上昇傾向が続いています。クロロブレンは揮発性が高く、水中から大気中へ移行することで周辺のにおいの原因となる可能性があることから、引き続き濃度の動向を注視してまいります。なお、水中クロロブレン濃度に係る水質環境基準や指針値は現在設定されていません。

表 4-3 水中クロロブレン濃度測定結果

河川水

採水日	令和 7 年 8 月 7 日		
地点	濃度 ($\mu\text{g/L}$)	採水時刻	採水温度 (℃)
①	13	8 : 35	26.8
採水日	令和 6 年 8 月 9 日		
地点	濃度 ($\mu\text{g/L}$)	採水時刻	採水温度 (℃)
①	8	7 : 25	30.0
採水日	令和 5 年 8 月 24 日		
地点	濃度 ($\mu\text{g/L}$)	採水時刻	採水温度 (℃)
①	5 未満	8 : 42	30.5

V 清掃センター

1 調査概要

ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場では、地元との協定等に基づき、定期的に環境測定を実施しています。
※分析機器で信頼して数値を示すことができる最小値（定量下限値）を下回る結果は、「〇〇未満」と表示しています。
※「検出されないこと」とは、分析機器で検出できる限界を下回る状態（検出限界）をいいます。

2 調査結果

(1) ごみ処理施設（所在地：須沢2051番地2） ※ストーカ式焼却方式 48トン／日（24 t／24 h × 2 炉）

ア 排ガス

分析項目	単位	採取日					基準値
		R7. 4. 24	R7. 4. 25	R7. 10. 23	R7. 10. 24	R7. 11. 23	
		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	2号炉	
ばいじん量	g/m ³	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	—	0.01以下
硫黄酸化物	cm ³ /m ³	4.1	4.4	5.9	6.9	—	50以下
窒素酸化物	cm ³ /m ³	50	53	46	53	—	100以下
塩化水素	cm ³ /m ³	18	10	19	13	—	50以下
全水銀	μg/Nm ³	4.8	1.1	21	—	8.8	30以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.027	0.013	—	—	—	0.1以下

*廃棄物処理法に基づく、維持管理計画上の基準

イ 飛灰（ばいじん）

分析項目	単位	採取日							基準値
		R7. 4. 1	R7. 5. 23	R7. 6. 2	R7. 8. 1	R7. 10. 1	R7. 12. 2	R8. 2. 1	
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	—	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.09以下
鉛又はその化合物	mg/L	0.01	—	0.02	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	0.06	—	0.02 未満	0.02 未満	0.09	0.22	0.14	1.5以下
砒素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	—	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.3以下
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0007	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	—	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.3以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	—	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	—	0.57	—	—	—	—	—	3以下

*金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

*廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令

ウ 焼却灰

分析項目	単位	採取日			基準値
		R7. 4. 1	R7. 5. 23	R7. 10. 1	
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	—	0.005 未満	0.09以下
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	—	0.01 未満	0.3以下
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	—	0.02 未満	1.5以下
砒素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	—	0.01 未満	0.3以下
水銀またはその化合物	mg/L	0.0005 未満	—	0.0005 未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	—	0.0005 未満	検出されないこと
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	—	0.01 未満	0.3以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	—	0.05 未満	0.5以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	—	0.000049	—	3以下

*金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

*廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令

(2) 一般廃棄物最終処分場（所在地：大野5257番地1） ※令和3年4月埋立開始

ア 放流水

分析項目	単位	採取日													基準値
		R7. 4. 10	R7. 5. 15	R7. 6. 12	R7. 7. 10	R7. 8. 14	R7. 9. 4	R7. 10. 9	R7. 11. 13	R7. 12. 11	R8. 1. 15	R8. 2. 17	R8. 3. 5		
水素イオン濃度（pH）		8. 3	8. 2	8. 2	8. 2	8. 2	8. 2	8. 2	8. 3	8. 2	8. 2	8. 3	8. 1	5. 8以上～8. 6以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0. 5 未満	0. 5 未満	0. 5 未満	0. 5 未満	0. 8	1. 2	0. 5 未満	0. 5 未満	2. 0	0. 5 未満	0. 5	0. 5 未満	20以下	
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	1. 6	1. 6	1. 6	2. 2	2. 3	1. 6	2. 0	1. 7	2. 3	1. 5	1. 5	1. 6	20以下	
浮遊物質（SS）	mg/L	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	20以下	
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油）	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	5以下	
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油）	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	30以下	
フェノール類含有量	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	5以下	
銅含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	3以下	
亜鉛含有量	mg/L	—	0. 13	—	—	—	—	—	0. 11	—	—	—	—	2以下	
溶解性鉄含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	10以下	
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	10以下	
クロム含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	2以下	
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	15以下	
大腸菌数	CFU/mL	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	3, 000以下	
窒素含有量	mg/L	—	0. 6	—	—	—	—	—	0. 8	—	—	—	—	120以下	
リン含有量	mg/L	—	0. 03	—	—	—	—	—	0. 02	—	—	—	—	16以下	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 03以下	
シアン化合物	mg/L	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—	0. 1 未満	—	—	—	—	1以下	
有機リン化合物	mg/L	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—	0. 1 未満	—	—	—	—	1以下	
鉛及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下	
六価クロム化合物	mg/L	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 5以下	
砒素及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 005以下	
アルキル水銀化合物	mg/L	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	0. 0005 未満	—	—	—	—	—	0. 0005 未満	—	—	—	—	0. 003以下	
トリクロロエチレン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	0. 1以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	0. 1以下	
ジクロロメタン	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	0. 2以下	
四塩化炭素	mg/L	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—	0. 002 未満	—	—	—	—	0. 02以下	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	—	0. 004 未満	—	—	—	—	—	0. 004 未満	—	—	—	—	0. 04以下	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0. 04 未満	—	—	—	—	—	0. 04 未満	—	—	—	—	0. 4以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	3以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—	0. 006 未満	—	—	—	—	0. 06以下	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—	0. 002 未満	—	—	—	—	0. 02以下	
チウラム	mg/L	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—	0. 006 未満	—	—	—	—	0. 06以下	
シマジン	mg/L	—	0. 003 未満	—	—	—	—	—	0. 003 未満	—	—	—	—	0. 03以下	
チオベンカルブ	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	0. 2以下	
ベンゼン	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	0. 1以下	
セレン及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下	
ほう素及びその化合物	mg/L	—	0. 15	—	—	—	—	—	0. 16	—	—	—	—	50以下	
アンモニア性窒素	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	-	
硝酸性窒素	mg/L	—	0. 51	—	—	—	—	—	0. 79	—	—	—	—	-	
亜硝酸性窒素	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	-	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （アンモニア性窒素に0. 4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	mg/L	—	1 未満	—	—	—	—	—	1 未満	—	—	—	—	200以下	
1, 4-ジオキサン	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	0. 5以下	
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	-	
溶存酸素量（DO）	mg/L	—	9. 9	—	—	—	—	—	9. 9	—	—	—	—	-	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0. 0018	—	—	—	—	—	0. 0025	—	—	—	—	10以下	

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

イ 流入水

分析項目	単位	採取日														基準値
		R7. 4. 10	R7. 5. 15	R7. 6. 12	R7. 7. 10	R7. 8. 14	R7. 9. 4	R7. 10. 9	R7. 11. 13	R7. 12. 11	R8. 1. 15	R8. 2. 17	R8. 3. 5			
水素イオン濃度（pH）	—	—	8. 1	—	—	—	—	—	8. 1	—	—	—	—	—		
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—		
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	—	1. 7	—	—	—	—	—	1. 7	—	—	—	—	—		
浮遊物質質量（SS）	mg/L	—	1 未満	—	—	—	—	—	1 未満	—	—	—	—	—		
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油）	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—		
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油）	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—		
フェノール類含有量	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—		
銅含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—		
亜鉛含有量	mg/L	—	0. 15	—	—	—	—	—	0. 17	—	—	—	—	—		
溶解性鉄含有量	mg/L	—	0. 02	—	—	—	—	—	0. 01	—	—	—	—	—		
溶解性マンガン含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—		
クロム含有量	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—		
ふっ素及びその化合物	mg/L	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—	0. 5 未満	—	—	—	—	—		
大腸菌群数	CFU/mL	—	10 未満	—	—	—	—	—	10 未満	—	—	—	—	—		
窒素含有量	mg/L	—	0. 5	—	—	—	—	—	0. 9	—	—	—	—	—		
リン含有量	mg/L	—	0. 02	—	—	—	—	—	0. 02	—	—	—	—	—		
カドミウム及びその化合物	mg/L	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満	0. 003 未満		
シアン化合物	mg/L	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—		
有機リン化合物	mg/L	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—	0. 1 未満	—	—	—	—	—		
鉛及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満		
六価クロム化合物	mg/L	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満	0. 02 未満		
砒素及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満		
アルキル水銀化合物	mg/L	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	0. 0005 未満	—	—	—	—	—	0. 0005 未満	—	—	—	—	—		
トリクロロエチレン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—		
テトラクロロエチレン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—		
ジクロロメタン	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—		
四塩化炭素	mg/L	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—		
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	—	0. 004 未満	—	—	—	—	—	0. 004 未満	—	—	—	—	—		
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0. 04 未満	—	—	—	—	—	0. 04 未満	—	—	—	—	—		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—	0. 001 未満	—	—	—	—	—		
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—		
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—	0. 002 未満	—	—	—	—	—		
チウラム	mg/L	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—	0. 006 未満	—	—	—	—	—		
シマジン	mg/L	—	0. 003 未満	—	—	—	—	—	0. 003 未満	—	—	—	—	—		
チオベンカルブ	mg/L	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—	0. 02 未満	—	—	—	—	—		
ベンゼン	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—		
セレン及びその化合物	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満		
ほう素及びその化合物	mg/L	—	0. 15	—	—	—	—	—	0. 16	—	—	—	—	—		
アンモニア性窒素	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—		
硝酸性窒素	mg/L	—	0. 48	—	—	—	—	—	0. 81	—	—	—	—	—		
亜硝酸性窒素	mg/L	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—	0. 01 未満	—	—	—	—	—		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （アンモニア性窒素に0. 4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	mg/L	—	1 未満	—	—	—	—	—	1 未満	—	—	—	—	—		
1, 4-ジオキサン	mg/L	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—	0. 05 未満	—	—	—	—	—		
透視度	度	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	—		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0. 020	—	—	—	—	—	0. 058	—	—	—	—	—		

ウ 地下水（上井戸）

分析項目	単位	採取日													基準値
		R7. 4. 10	R7. 4. 30	R7. 5. 26	R7. 6. 12	R7. 7. 10	R7. 8. 14	R7. 9. 4	R7. 10. 9	R7. 11. 13	R7. 12. 11	R8. 1. 15	R8. 2. 17	R8. 3. 5	
水素イオン濃度（pH）	－	7.9	－	7.7	7.6	8.1	7.9	7.9	8.1	7.6	7.7	－	－	－	－
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0.5 未満	－	0.5 未満	0.8	0.5	1.0	1.5	0.6	0.5 未満	0.9	－	－	－	－
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	2.1	－	1.9	2.1	1.6	2.7	2.4	3.3	2.3	2.3	－	－	－	－
浮遊物質量（SS）	mg/L	30	－	14	4	8	9	9	21	4	1	－	－	－	－
大腸菌群数	CFU/mL	－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	－	－	－	－
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	－	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	－	－	－	0.003以下
全シアン	mg/L	－	－	0.1 未満	－	－	－	－	－	0.1 未満	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	－	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.01 未満	－	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.001 未満	－	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0002 未満	－	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	0.0005 未満	－	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	mg/L	－	－	0.0005 未満	－	－	－	－	－	0.0005 未満	－	－	－	－	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	0.01以下
ジクロロメタン	mg/L	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	0.0004 未満	－	－	－	－	－	0.0004 未満	－	－	－	－	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0.004 未満	－	－	－	－	－	0.004 未満	－	－	－	－	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0.0006 未満	－	－	－	－	－	0.0006 未満	－	－	－	－	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	0.002以下
チウラム	mg/L	－	－	0.0006 未満	－	－	－	－	－	0.0006 未満	－	－	－	－	0.006以下
シマジン	mg/L	－	－	0.0003 未満	－	－	－	－	－	0.0003 未満	－	－	－	－	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	－	0.002 未満	－	－	－	－	0.02以下
ベンゼン	mg/L	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	－	0.001 未満	－	－	－	－	0.01以下
セレン	mg/L	0.001 未満	－	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	0.05 未満	－	－	－	－	－	0.05 未満	－	－	－	－	10以下
ふっ素	mg/L	－	－	0.1 未満	－	－	－	－	－	0.1 未満	－	－	－	－	0.8以下
ほう素	mg/L	－	－	0.01	－	－	－	－	－	0.02	－	－	－	－	1以下
電気伝導率	μ S/cm	173	－	310	319	328	353	391	373	235	229	－	－	－	－
塩化物イオン	mg/L	6.9	－	13	11	14	15	14	15	7.0	9.3	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	0.005 未満	－	－	－	－	－	0.005 未満	－	－	－	－	0.05以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/L	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	－	0.0002 未満	－	－	－	－	0.002以下
透視度	度	13	－	42	55	45	75	50	20	73	75	－	－	－	－
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	－	－	0.062	－	－	－	－	－	0.40	－	－	－	－	1以下

一月、二月及び三月は市道の土砂崩れ及び迂回路の積雪による通行止めのため未採水。

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

エ 地下水（下井戸）

分析項目	単位	採取日													基準値
		R7. 4. 10	R7. 4. 30	R7. 5. 26	R7. 6. 12	R7. 7. 10	R7. 8. 14	R7. 9. 4	R7. 10. 9	R7. 11. 13	R7. 12. 11	R8. 1. 15	R8. 2. 17	R8. 3. 5	
水素イオン濃度（pH）	－	7. 5	－	7. 6	7. 7	7. 6	7. 6	7. 5	7. 3	7. 1	7. 1	7. 5	7. 5	7. 1	－
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0. 5 未満	－	0. 5 未満	0. 8	0. 5 未満	0. 5	0. 5 未満	0. 5 未満	0. 5 未満	0. 5	0. 6	0. 5 未満	0. 5 未満	－
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	0. 9	－	1. 4	1	1. 8	1. 7	1. 9	1. 1	0. 8	1. 4	0. 6	0. 7	0. 6	－
浮遊物質 量（SS）	mg/L	2	－	4	3	3	1 未満	2	4	2	2	2	2	1 未満	－
大腸菌群数	CFU/mL	－	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	－
カドミウム	mg/L	0. 0003 未満	－	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/L	－	－	0. 1 未満	－	－	－	－	－	0. 1 未満	－	－	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	0. 005 未満	－	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 01以下
六価クロム	mg/L	0. 01 未満	－	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 05以下
砒素	mg/L	0. 002	－	0. 003	0. 004	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 01以下
総水銀	mg/L	0. 0002 未満	－	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/L	0. 0005 未満	－	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	mg/L	－	－	0. 0005 未満	－	－	－	－	－	0. 0005 未満	－	－	－	－	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/L	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	0. 02以下
四塩化炭素	mg/L	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	0. 0004 未満	－	－	－	－	－	0. 0004 未満	－	－	－	－	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	－	－	0. 004 未満	－	－	－	－	－	0. 004 未満	－	－	－	－	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0. 0006 未満	－	－	－	－	－	0. 0006 未満	－	－	－	－	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	0. 002以下
チウラム	mg/L	－	－	0. 0006 未満	－	－	－	－	－	0. 0006 未満	－	－	－	－	0. 006以下
シマジン	mg/L	－	－	0. 0003 未満	－	－	－	－	－	0. 0003 未満	－	－	－	－	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/L	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	－	0. 002 未満	－	－	－	－	0. 02以下
ベンゼン	mg/L	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	－	0. 001 未満	－	－	－	－	0. 01以下
セレン	mg/L	0. 001 未満	－	0. 001 未満	0. 001	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	0. 65	－	－	－	－	－	0. 49	－	－	－	－	10以下
ふっ素	mg/L	－	－	0. 1 未満	－	－	－	－	－	0. 1 未満	－	－	－	－	0. 8以下
ほう素	mg/L	－	－	0. 05	－	－	－	－	－	0. 03	－	－	－	－	1以下
電気伝導率	μ S/cm	200	－	376	207	341	320	486	268	237	178	236	220	154	－
塩化物イオン	mg/L	16. 0	－	58	6	19. 0	17	33	19. 0	22	12	32	29	16	－
1, 4-ジオキサン	mg/L	－	－	0. 005 未満	－	－	－	－	－	0. 005 未満	－	－	－	－	0. 05以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/L	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	－	0. 0002 未満	－	－	－	－	0. 002以下
透視度	度	100 以上	－	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	85	100 以上	－
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	－	－	0. 084	－	－	－	－	－	0. 08	－	－	－	－	1以下

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

*ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

(3) 旧産業廃棄物最終処分場（所在地：田中2591番地1） ※平成30年4月27日廃止

ア 浸透水

分析項目	単位	採 取 日	基準値
		R7. 6. 30	
水素イオン濃度（pH）	pH	7. 8	－
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0. 5 未満	20以下
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	5. 6	40以下
カドミウム	mg/L	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/L	0. 1 未満	検出されないこと（※注2）
鉛	mg/L	0. 005 未満	0. 01以下
六価クロム	mg/L	0. 01 未満	0. 05以下
砒素	mg/L	0. 001 未満	0. 01以下
総水銀	mg/L	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/L	0. 0005 未満	検出されないこと（※注2）
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0. 0005 未満	検出されないこと（※注2）
トリクロロエチレン	mg/L	0. 001 未満	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0. 001 未満	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/L	0. 002 未満	0. 02以下
四塩化炭素	mg/L	0. 0002 未満	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0. 0004 未満	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0. 01 未満	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0. 004 未満	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0. 001 未満	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0. 0006 未満	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0. 0002 未満	0. 002以下
チウラム	mg/L	0. 0006 未満	0. 006以下
シマジン	mg/L	0. 0003 未満	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/L	0. 002 未満	0. 02以下
ベンゼン	mg/L	0. 001 未満	0. 01以下
セレン	mg/L	0. 001 未満	0. 01以下
1, 4-ジオキサン	mg/L	0. 005 未満	0. 05以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/L	0. 0002 未満	0. 002以下
透視度	度	30 以上	－
電気伝導率	μ S/cm	1, 450	－

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

イ 地下水

分析項目	単位	採取日及び採取箇所				基準値
		#REF!				
		上井戸	下井戸	B-2井戸	B-9井戸	
水素イオン濃度（pH）	－	7. 1	6. 7	6. 9	6. 5	－
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	0. 5 未満	0. 5	3. 7	0. 5	－
電気伝導率	μ S/cm	168	152. 0	574	126. 0	－
カドミウム	mg/L	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
全シアン	mg/L	0. 1 未満	0. 1 未満	0. 1 未満	0. 1 未満	検出されないこと
鉛	mg/L	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 01以下
六価クロム	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 05以下
砒素	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 002	0. 001 未満	0. 01以下
総水銀	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0005以下
アルキル水銀	mg/L	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	0. 0005 未満	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
ジクロロメタン	mg/L	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 02以下
四塩化炭素	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0. 0004 未満	0. 0004 未満	0. 0004 未満	0. 0004 未満	0. 004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 01 未満	0. 1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0. 004 未満	0. 004 未満	0. 004 未満	0. 004 未満	0. 04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 002以下
チウラム	mg/L	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 0006 未満	0. 006以下
シマジン	mg/L	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 0003 未満	0. 003以下
チオベンカルブ	mg/L	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 002 未満	0. 02以下
ベンゼン	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
セレン	mg/L	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 001 未満	0. 01以下
1, 4-ジオキサン	mg/L	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 005 未満	0. 05以下
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/L	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 0002 未満	0. 002以下
透視度	度	30 以上	29	27	30 以上	－

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

参考資料

1	公害苦情	1
2	ごみ処理の現状	2
3	用語説明	4

1 公害苦情

令和7年度の公害苦情の新規受理数は7件でした。内訳は、大気汚染2件、水質汚濁3件、騒音1件、悪臭0件、その他1件でした。主な事案内容は、表2のとおりです。

申し立てのあった事案については、苦情申立人からの状況聴取と苦情発生源の現地調査を行い、発生原因者に対応策の協議と指導を行いました。

表1 公害苦情の受理状況

区分 年度	事案総数	当該年度 受付件数	他機関からの 移送件数	前年度からの 繰越件数
7	7	7	0	0
6	10	10	0	0
5	15	15	0	0
4	12	12	0	0
3	13	13	0	0

表2 公害苦情の内訳

区分 年度	事案総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	その他
7	7	2	3	1	0	1
6	10	1	4	3	0	2
5	15	1	6	3	2	3
4	12	0	3	3	2	4
3	13	0	4	2	7	0

表3 新規受付公害苦情 用途地域別受理状況

計	都市計画区域							区 域 外
	第1種 住専	第2種 住専	住居	商業	準工業	工業	その他	
7	0	0	1	0	0	1	0	5

※第1種住専：第1種中高層住居専用地域
住 居：第1種住居地域・準住居地域
準 工 業：準工業地域

第2種住専：第2種中高層住居専用地域
商 業：近隣商業地域・商業地域
工 業：工業地域・工業専用地域

表4 新規受付公害苦情 （発生源）個人・事業所の別

計	個人	会社・事業所	その他	不明
7	3	4	0	0

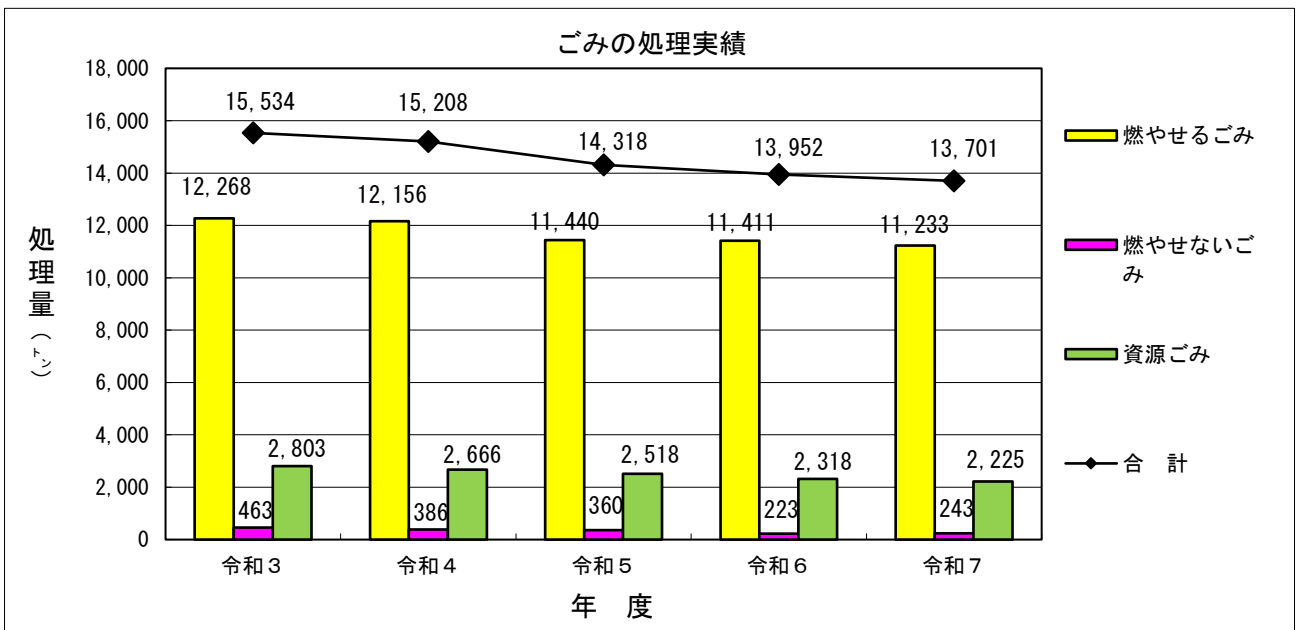
表5 新規受付公害苦情 被害種類別受理状況

計	健康	財産	動植物	感覚・心理	その他
7	0	0	0	1	6

2 ごみ処理の現状

(1) ごみの処理実績

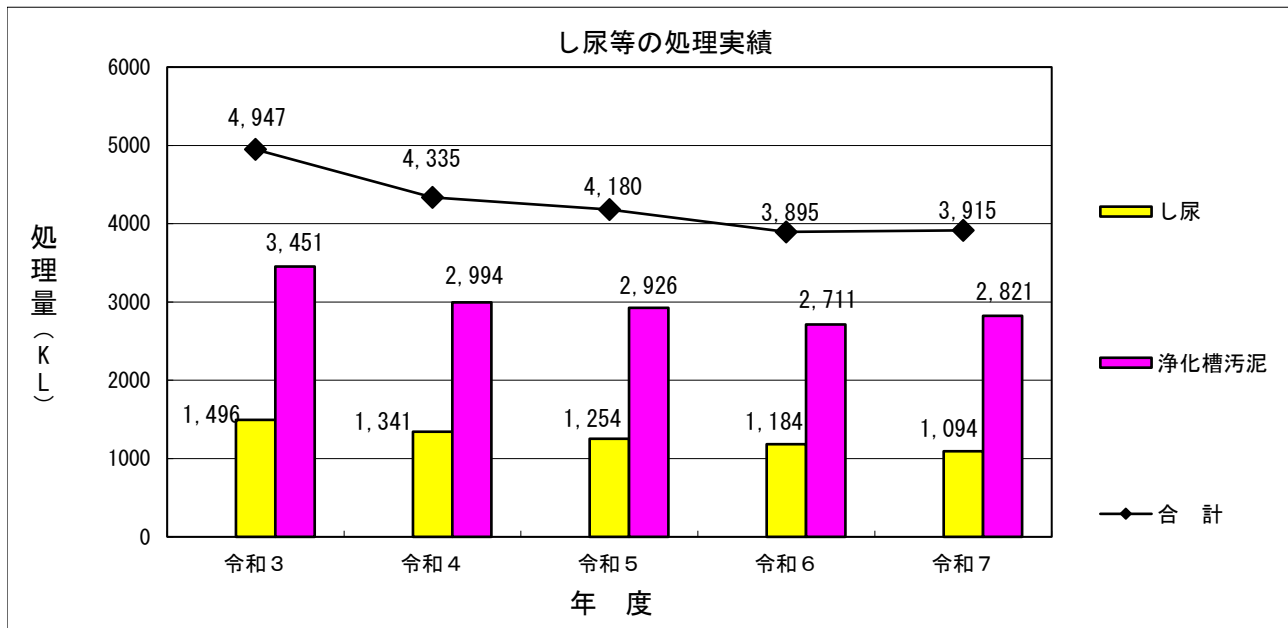
年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
燃やせるごみ	12,268t	12,156t	11,440t	11,411t	11,233t
家庭系	9,787t	9,717t	9,162t	9,119t	8,982t
事業系	2,481t	2,439t	2,278t	2,292t	2,251t
燃やせないごみ	463t	386t	360t	223t	243t
家庭系	441t	374t	350t	223t	243t
事業系	22t	12t	10t	0t	0t
資源ごみ	2,803t	2,666t	2,518t	2,318t	2,225t
廃乾電池	20t	18t	19t	17t	17t
廃蛍光管	10t	10t	8t	7t	7t
合 計	15,534t	15,208t	14,318t	13,952t	13,701t
1人1日当たりの ごみ総排出量	1,038g	1,043g	1,002g	1,001g	1,008g
リサイクル率 (資源ごみ量÷総ごみ量)	18.0%	17.5%	17.6%	16.6%	16.2%



※資源ごみは、廃乾電池と廃蛍光管を含めて表示しています。

(2) し尿等の処理実績

年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
し 尿	1,496kL	1,341kL	1,254kL	1,184kL	1,094kL
浄化槽汚泥	3,451kL	2,994kL	2,926kL	2,711kL	2,821kL
合 計	4,947kL	4,335kL	4,180kL	3,895kL	3,915kL



3 用語説明

(1) 大気関係

二酸化硫黄 (SO_2)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、酸性雨の原因物質となります。刺激性が強く、高濃度では呼吸器系疾患を引き起こします。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 10 ミクロン以下のものをいいます。燃料の燃焼過程や自動車の排ガス等から発生し、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼします。人為的発生源のほか、自然発生源として黄砂や土壌の巻き上げ等があります。

窒素酸化物 (NO_x)

主に化石燃料の燃焼に伴って、燃料中や空気中の窒素と酸素が反応して発生します。一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO_2) などがあり、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となります。特に二酸化窒素は高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼします。

光化学オキシダント (OX)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類等が太陽光に含まれる紫外線を受けて、光化学反応により生成されるオゾン等の強い酸化力を持った物質の総称です。光化学スモッグの原因となり、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に悪影響を及ぼします。

(2) 水質関係

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを表す指標です。pHは7が中性で、7より小さいときは酸性、7より大きいときはアルカリ性を示します。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される溶存酸素量です。河川の有機物汚染の指標に用いられます。

化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物などを酸化する際に消費される酸化剤(過マンガン酸カリウム)の量を、酸素の量に換算したものです。湖沼、海域の有機物汚染の指標に用いられます。

浮遊物質 (SS)

濁りの原因となる浮遊物質を表す指標で、魚類や水産植物の生育環境に影響を及ぼします。

溶存酸素量 (DO)

水に溶けている酸素の量です。きれいな水ほど飽和に近い量が含まれます。

大腸菌群数

自然界に由来する細菌も含まれ、分類学上の大腸菌と一致するものではありませんが、検出が容易であるため、し尿汚染の指標として使われます。

ふん便性大腸菌群数

ふん便由来の大腸菌の性質を利用し、大腸菌群数より高温で培養して検出します。ほぼふん便由来の大腸菌の数とみなすことができ、海水浴場の判定に用いられます。

n－ヘキサン抽出物質

n－ヘキサンにより抽出される不揮発性物質の量で、鉱油、動植物等の油分の量を表す指標として使われます。油分は、水面に油膜を生じて環境保全上の支障になり、魚介類の着臭の原因になります。

(3) 騒音・振動関係

等価騒音レベル

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、単位はdBです。

騒音レベル

騒音計のA特性（人の耳の感覚に合わせた特性）を使って測ったときの指示値をいいます。単位はdBで、騒音の大きさの例として、30dBは郊外の深夜、40dBは図書館、50dBは静かな事務所、60dBは静かな乗用車、70dBは電話のベル、80dBは地下鉄の車内、90dBは騒々しい工場の中、100dBは電車が通るときのガードの下などとなっています。

振動の80%レンジ上端値

ある時間範囲について、不規則かつ大幅に変動する振動レベルを測定値の大きさの順に並べかえて大きい方から10%目の数値をいいます。道路交通振動における振動レベルの決定などに用いられます。

振動レベル

人間の振動感覚に合わせた特性を使って測ったときの振動計の指示値をいい、振動規制法では鉛直方向の振動を規制の対象としています。単位はdBで、振動による影響として、人が振動を感じ始める大きさは通常60dB、また、浅い眠りで覚醒する大きさは地表の値で65dBとされています。

(4) 悪臭関係

臭気強度

においの強さの尺度であり、0～5までの数値で表す「6段階臭気強度表示法」が使用されています。0：無臭、1：やっと感知できるにおい、2：何のにおいかわかる弱いにおい、3：楽に感知できるにおい、4：強いにおい、5：強烈なにおい

臭気指数

においのある空気を、無臭の空気でのおいの感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）を対数で表示したものです。臭気指数 $=10 \times \log$ （臭気濃度）
（臭気強度に対応する臭気指数）

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

※業種によってにおいの質等が異なること
により、臭気指数には一定の幅がある。

クロロプレン

特有の臭気を有する無色の液体で、クロロプレンゴムの原料です。アセチレンの二量化によって得られるビニルアセチレンへの塩化水素の付加、またはブタジエンの塩素化で得られるジクロロブテンの脱塩化水素によって合成されます。

糸魚川市の環境〈令和８年度版〉

〔令和７年度 環境測定データ集〕

発行 令和８年６月

糸魚川市 市民生活課

〒941-8501 糸魚川市一の宮１丁目２番５号

電話（代表）025-552-1511